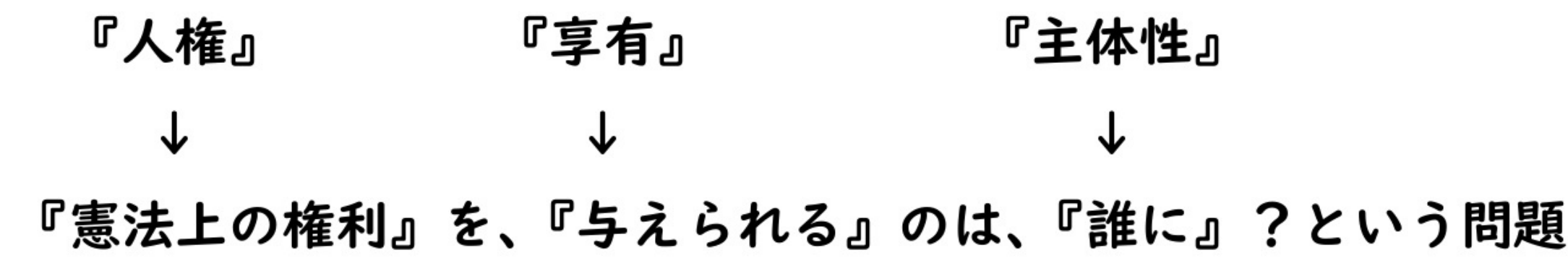


憲法人権総論

1. 人権の享有主体とは？



人権とはその字のごとく、「人」に認められた「権」利である。しがたって、「人」であればだれでも認められるものであると考えることもできる。しかし、例えば、未成年者にも、大人と同じように権利を認めてよいのか？という問題であったり、「人」ではないが、「人」と同様に社会的に活動を行っている「法人」にも権利を認めてよいのか？、また、日本国憲法の保障を日本人と同じように外国人にも認めてもよいのか？などといった疑問が出てくる。そこで、このような人権享有主体についてみていこう。

2. 子ども（未成年者）の権利

10才の子どもが酒を飲んだり、投票したり、結婚することができない。これは、子どもが「肉体的」にも「精神的」にもまだまだ未熟であるため権利が制限されているのである。なお、未成年の権利を制限する規定は、その多くが民法や公職選挙法、条例など設けられているが、憲法上、「選挙権」についてのみ、明文で未成年者の権利が制限されている。

憲法15条3項

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

ポイント

- ① 未成年の権利は、権利の種類によっては制約されるものがある。
- ② 憲法上、明文で未成年者の権利の制限規定があるのは、「選挙権」だけである。

3. 外国人の権利（記述◎）

日本国憲法は日本人を前提として基本的人権の規定が定められている。では、これらの規定を外国人にも適用することができるか。外国人の人権享有主体性が問題となる。

結論からいうと、外国人も「人」という意味において日本人と同じであり、人に認められる「人権」は、

原則として外国人にも認められる。しかし、すべての権利が日本人と同じように外国人にも認められるわけではない。例えば、外国人でも日本で本を出版する権利である表現の自由は保障されているが、国の意思決定に関わる選挙は、外国人には保障されない。

判例の立場では、憲法の基本的人権の保障は、**権利の性質上日本国民のみを対象と解されるものを除き、日本に在留する外国人にも等しく及ぶ**としている。それでは、公務員試験で頻出問題となる、①外国人の政治活動の自由、②外国人の参政権、③外国人の公務就任権（公務員になること権利）、④外国人の入国の自由・出国の自由・再入国の自由、⑤外国人の生存権の5つをみていこう。

①政治活動の自由

政治活動とは、政治上の目的をもって行われる一切の活動のことをいう。そして、外国人であってもデモ行進やピラを配ることは一応保障されている。しかし、憲法には**国民主権の原理**が規定されていることから、**国の政治的な意思決定**は日本人によって行われなければならない。したがって、外国人に保障される政治活動の自由にも**限界**があり、外国人の政治活動によって日本国の意思決定に影響を及ぼさない程度において認められているといえる。

つまり、日本人のようにフルスケールで保障されているのではなく、日本国の意思決定に影響を及ぼさない小さな範囲だけね！というニュアンスで押さえておこう。

マクリーン事件（外国人の政治活動の自由）

【事案】

語学学校の英語教師として在留期間1年の入国許可を得ていたアメリカ人のマクリーンさんは、**日本で日米安保条約に反対する政治活動を行っていた**。マクリーンさんがさらに日本に滞在したいと思い、在留許可申請を行なったところ、政治活動を行っていたことを理由に法務省入国管理局から**不許可**とされてしまった。そこで、マクリーンさんは国を相手に不許可処分の取消しを求めて訴えを提起した。

【ポイント】

- ① 外国人にも憲法上の基本的人権の保障は及ぶか
- ② 外国人に「**政治活動の自由**」が保障されるか
- ③ 外国人に「**在留の自由**」が保障されるか
- ④ 法務大臣の拒否処分は**違憲**か**合憲**か

【判例のポイント解説】

- ① 憲法の基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象と解されるものを除き、日本に在留する外国人にも等しく及ぶ。

- ② わが国の政治的意思決定に影響を及ぼす活動など、外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、政治活動の自由は外国人に保障される。しかし、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているに過ぎない。すなわち在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情として斟酌されないことまでの保障が与えられているものではない。
- ③ 憲法上、外国人はわが国に入国する自由を保障されておらず、また、在留の権利ないし引き続き在留することを要求し得る権利が保障されているものではない。
- ④ 法務大臣には、在留期間を更新するかしないかの「裁量」があり、本件では、裁量権の逸脱・濫用は認められないため合憲である。

②参政権

政治に参加する権利である「参政権」は、**国の意思決定に関わる重要な権利**である。それでは、参政権のなかでも、特に日本の政治のあり方を決める「選挙権」は、外国人に保障されるのか。

ここで、参政権の規定として、**憲法第 15 条 1 項は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」**と規定している。ここでいう「公務員」とは、国家公務員や地方公務員だけではなく、国会議員や地方議員も含まれている。したがって、参政権の一つである選挙権は、国民である日本人だけに保障される固有の権利であり、憲法上、選挙権は外国人には保障されない。これまでに、外国人によって国政参政権、地方参政権、国政被選挙権について裁判が行われたが、全て認められていない。

外国人の地方選挙参政権事件（外国人の選挙権）

【事案】

韓国籍で永住権をもつ者が、地方公共団体の長と議会議員の選挙について選挙人名簿に登録されていなかったため、永住権を持つ外国人には「選挙権」が認められるとして訴えを提起した。

【判例のポイント解説】

- ・公務員を選定罷免する権利を保障した憲法 15 条 1 項の規定は、**権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばない。**
- ・わが国に在留する外国人のうちでも永住者等について、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないが、右の様な措置を講ずるか否かはもっぱら国の立法政策に関わる事柄であって、このような措置を講じないからと言って違憲の問題を生ずるものではない。

③公務就任権

公務就任権とは、公務員になる権利（例：市役所職員になる等）のことをいう。公務員の仕事は、法律を執行したり、国の制度を定めたりするため、日本のあり方を決める重要な仕事に関わってくる。したがって、国民主権の見地から公務就任権は日本人だけに保障される権利であり、外国人には保障されていない。

東京都管理職選考試験事件（外国人が公務員の管理職に昇任する権利）

【事案】

東京都の保健所で採用されていた在日韓国人が、管理職選考試験の受験を希望したところ、外国人であることを理由に受験を拒否された。そこで、日本国籍がないことを理由に、公務員の管理職選考試験の受験資格がないとする措置が憲法 14 条 1 項に違反するか問題となった。

【判例のポイント解説】

国民主権の原理に基づき、統治のあり方は、原則として日本国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任すると想定されており、外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来想定されていない。したがって、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができるという措置は、合理的な理由に基づいた措置であり、憲法 14 条に違反するものではない。

④入国の自由・再入国の自由

「**入国の自由**」とは、海外から日本に入国できる権利のことをいう。誰でも自由に日本に入国できるとすれば、危険な人物も簡単に日本に入国できることになってしまう。したがって、国際慣習法上、入国の自由は各国政府の裁量であり日本国でも認められていない。

「**再入国の自由**」とは、日本に在留している外国人が、一度日本から出国し、再び日本に入国する自由のことである。例えば、日本に短期滞在をしているアメリカ人が、二泊三日で中国旅行に行き、再度日本に戻ってくる自由のことである。この場合、旅行先の中国から日本に帰ってくる移動にフォーカスすると、海外から日本への「**入国の自由**」と同視できる。したがって、「**再入国の自由**」は、**入国の自由と同じく外国人には保障されない。**

※ 「再入国の自由」の「再」を取ってみると「入国の自由」となる。よって、外国人には認められないと覚えておこう。

森川キャサリーン事件（外国人の入国の自由）

【事案】

外国人に入国の自由（再入国の自由）が認められるか。

【判例のポイント解説】

国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務はなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができる。したがって、憲法上、外国人には「再入国の権利」および「海外旅行の自由」は保障されていない。

⑥生存権

生存権とは、社会権のひとつであり、人間が人間らしく生きるために必要な環境や条件を、国に要求する権利である。例えば、食べるものがなかったり、住むところがないなど生活に困った人が、生活保護を受給することをイメージしてみよう。このような生存権が外国人にも保障されるのか問題となった。

ここでもし仮に、外国人も日本人と同じレベルで生存権が保障されるとすれば、多額の社会保障費を要してしまい、その結果、日本人に対する社会権の保障が弱まってしまう可能性がある。したがって、国としては、日本人に対する生存権の保障を優先しなければならず、また、外国人はその者が属する国より生存権の保障を受けるべきである。このような理由より、憲法上、外国人には生存権は保障されていないといえる。

塩見訴訟(外国人の社会権)

【事案】

韓国籍だった X は、幼少期に失明してしまった。その後、X は日本国籍を取得して、障害福祉年金受給申請を行ったが、認定日に外国籍であったことを理由に申請が却下された。そこで、X はこの却下処分が憲法 25 条および憲法 14 条に反するとして訴えを提訴した。

【判例のポイント解説】

・社会保障上の施策に置いて在留外国人をどのように処遇するかについては、その限られた財源の下で福祉的給付を行うにあたり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される。つまり、障害福祉年金の支給対象から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事柄であるとし、本件は憲法 25 条に違反しない。

・障害福祉年金の支給対象者から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事柄と言うべきであるから、その支給についての外国人と日本人の取り扱いの区別については、その合理性を否定することが出来ず、本件区別は憲法 14 条 1 項に違反しない。

外国人に

- ① 政治活動の自由は、原則として保障される。
- ② 参政権は、国政レベルの選挙権も地方レベルの選挙権も保障されない。
- ③ 公務員就任権は、保障されない。
- ④ 入国の自由・再入国の自由は、保障されない。
- ⑤ 生存権は、保障されない。

4. 法人の権利

法人とは、法律によって、自然人と同様に法的な権利を持ったり、義務を負うことが認められた組織や団体のことをいう。そして、憲法の規定は「国民」という「**自然人**」を念頭に置いて規定されている。そこで、この憲法保障の規定を「**法人**」にも適用することができるか、法人の人権享有主体性が問題となる。

ここで、「**法人**」も現代社会において社会的実体として重要な活動を行っている。例えば、マスメディアである新聞社や放送局は「表現の自由」のもと、表現行為を行っている。他方、一人一票が認められる「選挙権」については、その性質上、「自然人」についてのみ認められ、「法人」には認められない。

そして試験上問題となるのが、①株式会社の政治献金の自由、②税理士会（強制加入団体）の政治献金の自由、③司法書士会（強制加入団体）の震災復興支援の自由の 3 つである。

まず、八幡製鉄所政治献金事件では、権利の性質上可能な限り、法人にも憲法上の人権が保障されている。そして、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持したり、反対したりするなどの**政治的行為をなす自由**を有しており、**政治献金**を行うことも同様である。したがって、会社のなした政治献金は目的の範囲内の行為であるとした。

次に、南九州税理士会事件では、税理士会は**強制加入団体**であり、会社とはその法的性格を異にする法人である。そして、会員には、様々の思想・信条、主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されており、このような公的な性格を有する税理士会が、構成員に政治献金などの協力を義務付けることはできない。したがって、税理士会が政治献金をすることは、税理士会の目的の範囲外の行為であり、右寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は**無効**であるとした。

最後に、群馬司法書士会事件では、司法書士会は**強制加入団体**であるが、司法書士会の活動目的の中には他の地域の司法書士会との協力や援助が含まれている。そして、**災害復興支援として寄付を行うことは**、政党への政治献金と異なり、司法書士業務の機能を回復させる目的であり、司法書士会がもともと予定していた活動である。したがって、司法書士会のなした復興支援の寄付は目的の範囲内の行為であるとした。

事件名	法人の種類	法人の行為	判例
八幡製鉄事件	株式会社	政治献金	目的の範囲内
南九州税理士会事件	強制加入団体	政治献金	目的の範囲外
群馬司法書士会事件	強制加入団体	被災地復興支援	目的の範囲内

八幡製鉄所政治献金事件

【事案】

八幡製鉄所の代表取締役が会社名義により自民党に政治献金をしたところ、この寄付に反対する株主が、会社の行った政治献金は、定款所定の目的を逸脱するものであり、その行為は定款違反であるとして、代表取締役に対して損害賠償を求める株主代表訴訟を提起した。そのなかで、法人に**政治献金**を行う自由があるのかが問題となった。

【判例のポイント解説】

憲法第三章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものと解すべきであり、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの**政治的行為**をなす自由を有する。また、**政治資金の寄附**もまさにその自由の一環であり、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請はなく、**政治資金の寄附の自由**を有する。

南九州税理士会事件(強制加入団体の政治献金)

【事案】

強制加入である税理士会が、特定の政治団体に寄付するため、会員である税理士から会費として 1 人 5000 円を徴収すると発表した。一部の税理士は、なぜ政治団体に寄付するためのお金を出さなければならないのかと反発して会費を収めなかったところ、税理士会からペナルティを受けた。そこで、税理士会が政治活動目的で行う政治献金は、税理士会の目的の範囲外の行為であり**無効**であるとして訴えを提起した。

【判例のポイント解説】

法人には政治活動の自由が保障されているが、税理士会は**強制加入団体**であり、脱退が認められていない。そのため、無制限に政治活動の自由を認めてしまうと、所属している税理士の思想信条の自由を害するおそれがある。本件税理士会が政治活動目的で行う政治献金は法人の目的の範囲外の行為であり無効である。

群馬司法書士会事件（強制加入団体の震災復興支援）

【事案】

強制加入である群馬司法書士会が、阪神淡路大震災で被害を受けた兵庫司法書士会に寄附を行うために、会員から特別負担金を徴収しようとした。これに対して一部の司法書士が反対し、負担金を支払う義務はないとして訴えを提起した。

【判例のポイント解説】

司法書士会は強制加入団体であるが、司法書士会の活動目的の中に他の司法書士との協力や援助が含まれている。そして、特定の政党への政治献金と異なり、司法書士業務の機能を回復させるための寄附は、司法書士会がもともと予定していた活動であり、強制加入団体であったとしても寄附は有効である。

5. 天皇

天皇は憲法上、特別の規定が置かれているが、通説的見解では、天皇も日本の国籍を有する日本国民である。そして、天皇は国政に関する権能を有しないことから、選挙権・被選挙権は認められない。

6. 公務員

公務員も日本国民であるため、当然に憲法の保障が及ぶ。しかし、公務員は「全体の奉仕者」という側面があるため、例えば、政治活動の自由において、政治的中立性を損なうような行為が禁止されるという制約が認められる。

7. 被収容者の権利

被収容者とは、刑務所や留置場に収容された人をいう。よど号ハイジャック新聞記事抹消事件では、被収容者の**新聞を見る自由**を制約しようとする場合、その新聞記事を見たことによって、被収容者が施設内で暴れたり、脱獄したりする蓋然性がある場合（可能性が大きい場合）にのみ許される。一定の可能性がある程度では許されない。

公務員のライトの「憲法」講座



まずは「**無料**」の
体験講義を見る



無料 LINEで受講相談実施中！

どんな質問でもOK

- オススメの講座
- 講座の内容
- 決済方法
- スケジュール...等



お気軽にお問い合わせください。

講座の詳細はこちら▶

